

## 仙北地域振興局庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託仕様書

### 1 委託業務の目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「法」という。）第4条に定める建築物環境衛生管理基準に基づき、仙北地域振興局庁舎において環境衛生上良好な状態を維持するために必要な貯水槽清掃、飲料水の水質検査、空気環境測定及び害虫駆除等の業務を委託する。

### 2 委託業務の場所等

- (1) 名称 仙北地域振興局庁舎
- (2) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号
- (3) 延床面積 3,379.31㎡

### 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

- 1) 建築物環境衛生管理技術者業務 1年間
  - 法第6条第1項に基づき建築物環境衛生管理技術者を専任し、次の業務を実施する。
    - ア 委託業務の指揮監督
    - イ 各種調査・測定の実施とその結果の評価
    - ウ 特定建築物維持管理計画書・報告書の作成
- 2) ねずみ、衛生害虫防除 年2回
- 3) 飲料水水質検査1回目 年1回

(省略不可11項目及び鉛・亜鉛・鉄・銅及・蒸発残留物)

飲料水水質検査2回目 年1回

(省略不可11項目※1回目に合格の場合。1回目不合格の場合は別途協議)

飲料水水質検査(消毒副生成物12項目)6月1日から9月30日までの間に1回
- 4) 貯水槽清掃 点検年1回
- 5) 空気環境測定 年6回

### 5 業務従事者

委託業務は、建築物における衛生的環境の確保に法律施行規則に定められた有資格者が行うこと。

### 6 業務が終了したときの通知

建築保全業務委託契約書第12条第1項に定める毎期の業務が終了したときの通知の様式は、別紙のとおりとし、これに報告書を添付するものとする。

### 7 その他

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

(別紙)

委託業務完了通知書（第 期分）

令和 年 月 日

秋田県仙北地域振興局長

受注者  
住所  
氏名

次の委託業務が完了したので、建築保全業務委託契約第12条第1項の規定に基づき通知します。

- 1 委託業務名 仙北地域振興局庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託
- 2 委託業務の場所 大仙市大曲上栄町13番62号
- 3 委託料の額 ¥〇〇〇― （注：契約総額）
- 4 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
（注：委託契約第13条第1項に定める毎期の履行期間  
（例）令和8年4月1日から令和8年5月31日まで）
- 5 履行期間の委託料の額 ¥〇〇〇―

(別紙)

(※最終期分)  
委託業務完了通知書

令和 年 月 日

秋田県仙北地域振興局長

受注者  
住所  
氏名

次の委託業務が完了したので、建築保全業務委託契約第12条第1項の規定に基づき通知します。

- 1 委託業務名 仙北地域振興局庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託
- 2 委託業務の場所 大仙市大曲上栄町13番62号
- 3 委託料の額 ¥〇〇〇ー (注：契約総額)
- 4 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで